

監 査 報 告 書



2021年5月20日

学校法人 常磐大学
理 事 会 御中
評 議 員 会 御中

学校法人 常磐大学

監 事 荒川 誠司 

監 事 若山 英 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項および学校法人常磐大学寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人常磐大学の2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）における業務および財産の状況ならびに理事の業務執行の状況について監査を行いました。

監査に当たり、学校法人常磐大学監事監査規則に準拠しました。結果につき次のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

監事は、理事会および評議員会に出席し、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務の妥当性を検討するとともに、会計監査人（公認会計士・坂本和重、公認会計士・伊藤幸雄）と連携し、監査に関する説明および報告を受け計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続きを行いました。

2. 監査の結果

学校法人常磐大学の業務に関する決定および執行は適切であり、計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書を含む）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む）および貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表および基本金明細表を含む）ならびに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人の収支および財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務若しくは財産または理事の業務施行に関する不正の行為、または、法令若しくは学校法人常磐大学寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

3. その他所見

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、遠隔授業（オンライン）や学生への緊急支援対策等を実施されるなど、迅速かつ適切に対応されたことは評価します。引き続き各種対策の実施ならびに教育研究活動の維持と更なる充実に取り組まれることを望みます。

以 上